

「いわて木づかい住宅普及促進事業」Q&A(R3. 11. 29 現在)

●補助事業の対象者について

Q1 県内に居住している人だけが対象か。

A 補助金の対象者は、県内に住民票がある方となります。

ただし、住宅完成後に本県以外から引っ越しをされる予定の方も、住宅の引き渡し後居住することを記載した誓約書を提出することで対象となります。その場合は、県内に移住後、補助した住宅に居住していることが分かるよう、住民票の写しの提出をお願いします。

Q2 住宅新築の場合は、全額金融機関と住宅ローンを組むことが要件か。

A 要件です。住宅ローンの借入れは、住宅新築に係る経費の一部借入れも可です。

Q3 リフォーム工事の場合は、金融機関から借入しなければならないのか。

A リフォーム工事の場合は、金融機関からの借入れは補助金交付の要件ではありません。

●県産木材及び補助要件について

Q1 JAS材を製造している認証工場を知るためには、どうすれば良いか。

A 日本合板検査協会及び岩手県木材産業協同組合のホームページ内に認証工場が掲載されているので、ご確認ください。

Q2 県産木材に使用する材の厚さにルールなどはあるのか。

A 補助金の額は使用量 (m³) で計算しますので、使用する材の厚さに特にルールはありません。

Q3 住宅の新築で、県産木材の使用量が5立方メートル未満となった場合補助の対象となるのか。

A 要件を満たしていないため対象外になります。

Q4. 離れやウッドデッキは対象になるのか。

A 県内に自ら居住するための県産木材住宅の新築又はリフォーム(増築・改築含む。)は、補助金の交付対象であるので、居住スペースとして利用する場合の「離れ」(水回りが無い離れの場合)は、リフォーム扱いの場合は交付対象となります。倉庫など、居住の目的外で「離れ」を増築する場合は対象外となります。

また、「ウッドデッキ」については、母屋と繋がっていれば交付対象となりますが、庭の外壁や柵、庭に置くベンチなどは交付対象となりません。

Q5. 一括発注だけではなく、水道工事等の設備工事などを分離発注した場合も対象になるのか。

A 対象となります。

なお、契約している工事の全ての契約書を添付してください。

Q6 県産材証明書は、いつ時点で提出すれば良いか。

A 県産木材の納材に関する証明手続きであるため、交付申請手続き時点で提出できない場合は、完了報告書に添付をお願いします。

Q7. 県産木材で住宅に活用できるものは、どのような種類があるのか

A 軸組類（柱、梁、桁類等）、床組類（火打梁・床束・台引等・根太類等）、小屋組織（棟木・母屋・隅木・たる木等）、パネル・ツーバイ類（壁・床・屋根等）、内装材（仕上げ材、下地材、フローリング等）

Q8. 4月1日以前に契約を締結している場合、4月1日以降に工事着工したことを証する書類は、どのようなものを提出すれば良いか。

A 4月1日以降に着工したことが分かるよう、工事看板に年月日が入った写真の提出をお願いします。

Q9. 新築住宅の着工とは何を指すのか。

A 本事業における着工の定義は、根切工事又は基礎杭打ち工事への着手を指します。地盤調査・地盤改良（表層改良）、造成工事は、本事業における着工には当たりません。

Q10. マンションのリフォームも対象になるのか。

A 自らが居住（専有）し、所有している場合で、リフォーム工事を行う場合は対象となります。

●補助金の併用について

Q1 国のグリーン化事業（工務店向け住宅補助）との併用は。

A 地域材加算部分は、木材の利用状況により、併用できないとされる場合があるため、グリーン化事業を実施する地域型住宅グリーン化事業評価事務局にお問い合わせください。
(TEL : 03-3560-2886)

Q2 市町村でも県産木材の住宅支援制度があるが併用できるのか。

A 森林環境譲与税が財源で、県産木材を利用する部分に補助を出している場合は、併用できませんので、ご注意ください。(R3年4月時点：遠野市、陸前高田市及び雫石町)

Q3 県及び市町村で実施する生活再建住宅支援事業による復興住宅は併用できるのか。

A 県産木材利用に係る補助は併用できません。
生活再建住宅支援事業では、県産木材の使用に対する補助が最大40万円となっています。

●補助金交付手続きについて

Q1 交付申請書や実績報告書・請求書の提出期限はあるのか。

A 交付申請書は、住宅施工完了予定日の30日前までに提出してください。
実績報告書は、住宅の完了検査を受けた後速やかに提出してください。特に年度末は、年度内(3月中)に現地確認や完了検査を受け、支払まで完了させなくてはなりません。
支払まで、1週間から10日程度要する場合がありますので、実績報告書及び請求書の提出の最終締め切りは、申請年度の3月15日までですので、速やかに提出をお願いします。
※予算の範囲内での補助となりますので、先着順となることにご留意ください。

Q2 施主が夫婦や親子など複数の場合、申請は誰か代表の人の名前で申請してもいいのか。

A 施主が複数の場合には、代表者に交付の全てを委任することで代表者1名の名前で交付手続きをすることができます。委任をする場合には、受任者と委任者の氏名、住所を記載し、受任者及び委任者の押印をした委任状を提出してください。(参照：別紙参考様式)

Q3 請求者と振込口座の名義人は違っていいのか。

A 原則、請求者と振込口座の名義人は同じにしてください。もし、請求者と振込口座の名義人が違う場合は、補助金の受領権の委任が必要となりますので、代理人と委任者の氏名、住所を記載し、委任者の押印をした委任状を提出してください。
(参照：別紙参考様式)

Q4 補助金の振り込み口座は貯蓄預金口座でもよいのか。

A 補助金の振込口座に貯蓄預金口座を指定した場合、口座によっては第3者からの振り込みができないことがありますので、振込口座には普通預金口座又は当座預金口座の指定をお願いします。

Q5 申請手続き中に申請者の居住地が変わってしまった場合に、必要な手続きはあるか。

A 申請手続き中に、申請者の住所が交付申請時と実績報告時又は請求書提出時で変わってしまった場合は、転居した旨を岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にお知らせください。

Q6 どういった場合に変更申請が必要か。

A 下記の場合には、変更交付申請書の提出が必要です。変更交付申請書の提出は、内容の変更が明らかになった時点で、速やかに提出してください。

- ・補助金の額が増加する場合又は減額がある場合（予算の範囲内での補助になります。）
- ・施工完了予定日が1ヶ月以上遅れる場合（申請年度の3月15日まで）
- ・施工業者が変更になった場合
- ・住宅の公開期間、公開日数が変更される場合

※その他、申請手続きに関わる変更が生じる場合は、変更申請の要否の判断を行う必要がありますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q7 申請書類への押印は認印で良いか。

A 良いです。ただし、書類に押印する判子は同じものを使用してください。

Q8 住宅ローンの審査は通ったが、金銭消費貸借契約はまだ先である。申請の際には何を提出すればよいか。

A 住宅ローンの審査で融資可能と判断され、融資を受けることが証明できる書類（融資証明書、融資仮承認通知書など）を添付してください。

その後、金銭消費貸借契約を締結した際には、契約書の写しを提出してください。（詳しくは、別途ご相談ください。）

Q9 JAS材、森林認証材を使用するが、詳しい使用部位や使用数量について、どこに記載すればよいか。

A 様式第5-1「県産木材使用数量調書」の備考欄に、「JAS材●㎡」等と記載してください。

Q10 木づかい住宅普及促進事業に関する事業が完了しましたが、完了報告書には何を添付すればよいですか。

A

○新築の場合は、次の書類を提出してください。

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築）（様式第4-1号）
- ・ 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業 県産木材使用数量調書（新築用）（様式第5-1号）
- ・ 県産材証明書
（岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書）
- ・ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
（口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付）
- ・ （JAS材等加算を受けようとする場合）
JAS材や森林認証材の証明書（JAS認証工場の認定証、納品書、出荷証明書等）
- ・ （補助金交付申請時に、住宅ローンの証明書類（融資証明書、融資仮承認通知書等）を提出し、交付決定を受けている方）
金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- ・ その他、補助金交付決定時に求められている書類がある場合には添付してください。

○また、リフォームの場合は、次の書類を提出してください。

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム）（様式第4-2号）
- ・ 建築基準法第6条第1項又は同法6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けて行う工事の場合における検査済証の写し
- ・ リフォーム工事の前後の写真
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業県産木材使用数量調書（リフォーム用）（様式第5-2号）
- ・ 県産材証明書
（岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書）
- ・ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
（口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付）
- ・ その他、補助金交付決定時に求められている書類がある場合には添付してください。

○「いわて木づかい住宅普及促進事業に関する申請の手引き」にも、必要書類を掲載しています。

●補助金の額について

Q1 3世代同居で補助金申請者が祖父母の場合は、子育て向けの加算は受けられるか。

A 受けられます。居住や生計をともにすることが住民票などで確認できれば、加算は受けられます。

Q2 妊娠中ですが、子育て世帯向けの加算は受けられますか。

A 受けられます。妊娠を母子手帳の写しなどで確認させていただきます。

Q3 住宅の公開期間が年度を超える期間の場合はどうすればよいか。

A 住宅の見学会やHP上での公開は、申請年度の3月15日までに公開することが要件となっておりますが、公開の実施期間が3月15日以降続くことや、年度をまたいでの実施となることも差支えありません。公開後、申請年度の3月15日までに実績報告書を提出してください。

なお、公開に当たっては、実績の確認の連絡をさせていただくことがございますので、ご了承ください。

Q4 家族の構成に変更があった場合はどうすればよいか。

A 補助金交付決定を受けている場合は、住民票などで確認するなど手続きが必要になりますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q5 建築を取りやめた場合の手続きは。

A 補助金交付決定を受けている場合は、取下げの手続きが必要になりますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q6 建設中の住宅等が自然災害等で甚大な被害を受けた場合の手続きは。

A 補助金交付決定を受けている場合は、状況を確認するなど手続きが必要になりますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先：岩手県農林水産部林業振興課 TEL：019—629—5772

